

入札説明書

1. 公告日

令和4年6月16日(木)

2. 入札に付する事項

車両賃貸借契約

(1) 契約方法制限付き一般競争入札とする。

(2) 契約期間納車日から60月

(3) 納車期限令和5年1月31日までとする。ただし、期限に関わらず、できるだけ早い時期の納車が可能である場合は、早い時期の納車を優先とする。

※納車の準備が整い次第、市と協議後、納車日を確定すること。

3. 入札方法等

(1) 入札書の様式は、所定の様式別紙5「入札書」を使用すること。

(2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。

(3) 入札参加者は、入札参加資格確認通知書の写しを提出すること。

(4) 代理人がする入札の場合は、委任状を提出すること。なお、委任状の様式は、所定の様式別紙6「委任状」を使用すること。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(車両2台の60月分の総額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札金額は、内訳①の金額と一致すること。内訳の金額①についても計算に疑義が生じないこと。

(7) 入札金額は、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金(CEV補助金)(以下「CEV補助金」という。)を適用しない金額で入札をしてください。

4. 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

## 5. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をとなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札(2回目、3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 入札参加申込書に記載された内容(住所、商号、代表者氏名、届出印等)と異なる内容が記載又は押印された入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

## 6. 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。  
この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできない。くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札執行は3回までとする。

## 7. 契約保証金

那覇市契約規則第29条第1項の規定により契約金額の100分の10以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を、同種・同規模契約の実績<別紙7>と共に提出する場合。(本社、支店等問わず)

8. 落札者の決定通知

落札者が決定したときは、その旨を当該落札者に通知する。

9. 契約締結の手続き

落札の決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

※契約保証金の免除に該当する場合の書類の提出は、上記期日に準ずるものとする。

**【契約保証金の免除に該当の場合、の提出書類】**

- ・履行保証保険契約：証書(原本)
- ・同種・同規模契約の実績:同種・同規模契約の実績<別紙7>及び契約書の写し

10. その他

CEV補助金交付申請については、適正な手続きを行うこと。

なお、CEV補助金の交付が決定された場合は、当該補助金交付申請時に提出した「貸与料金の算定根拠明細書」を用い、双方協議のうえ、契約変更を行うものとする。